

蕨市死者の情報の開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の機関等が保有する死者の情報の開示について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者の情報 死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 市の機関等 蕨市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年蕨市条例第18号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関及び議会をいう。

(死者の情報の開示請求ができる者)

第3条 別表に掲げる開示請求者は、同表の死者の情報に限り死者の情報の開示を請求することができる。

2 前項の開示請求者の代理人については、個人情報の代理人の例による。

(開示請求等)

第4条 開示請求をしようとする開示請求者は、市の機関等に対し、死者の情報開示請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の開示請求者は、自己が開示請求者本人であることを証明するために必要な書類として、次の各号のいずれかの書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書その他法令の規定により交付された書類であって、当該請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合であって、当該請求をする者が本人であることを確認するため市の機関等が適当と認める書類

3 市の機関等は、やむを得ない理由により前項各号に掲げる書類を提示し、又は提出することができないと認める場合は、当該請求をする者が本人であることを確認するため必要があると認める資料又は情報の提示又は提供を求めることができる。

4 開示請求者は、別表の開示請求者の欄に掲げる区分に応じ、同表の提出又は提示書類の欄に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第5条 市の機関等は、前条の規定による開示請求があった日から10日以内に、開示請求に係る死者の情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をした場合は死者の情報開示決定通知書（様式第2号）により、開示しない旨の決定（開示決定を拒否するとき又は開示請求に係る死者の情報が記録された文書を保有していないときを含む。）をした場合は死者の情報不開示決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 市の機関等は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に決定をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対して速やかに当該延長の理由及び期間を死者の情報開示決定期限延長通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(開示の方法等)

第6条 死者の情報の開示の方法及び費用の負担については、個人情報の開示の例による。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

開示請求者	死者の情報	提出又は提示書類	確認事項
1 死者である被相続人から財産を相続した相続人	死者である被相続人から相続した財産に関する情報	(1) 請求内容が当該相続財産に係るものであることを示す書類 (2) 不動産の登記事項証明書、契約書等当該財産が請求者若しくは被相続人に帰属することを証明する書類、遺言書（公正証書によるもの若しくは裁判所の検認を受けたも	(1) 死者の財産が請求者に帰属していること。 (2) 請求者が相続人であること。

		<p>の)、遺産分割協議書その他請求者が相続した財産であることを証明する書類</p> <p>(3) 被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本その他請求者が相続人であることを証明する書類</p>	
2 死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人	死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報	<p>(1) 請求内容が当該損害賠償請求権に係るものであることを示す書類</p> <p>(2) 示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類</p> <p>(3) 遺言書(公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの)、遺産分割協議書、請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書その他請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類</p> <p>(4) 被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本その他請求者が相続人であることを証明する書類</p>	<p>(1) 死者が損害賠償請求権等を取得していたこと。</p> <p>(2) 請求者が当該損害賠償請求権等を相続したこと。</p> <p>(3) 請求者が相続人であること。</p>
3 死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得	近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等の死者の死に起因して相続以外	<p>(1) 請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類</p>	

した者	の原因により取得した権利義務に関する情報	(2) 示談書、和解書、裁判所の確定判決書その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類又は遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書	
4 死者の親権者	死亡した時点において未成年であった親権のある子に関する情報	戸籍謄本その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類	
5 死亡した時点において死者を扶養又は世話していた親族	被保険者であった死者の医療保険、介護保険等に関する情報	死者及び請求者が親族であることを証明する書類	

死者の情報開示請求書

年 月 日

（市の機関等） あて

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel. () _____

本市死者の情報の開示に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり死者の情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する死者の情報（具体的に特定してください。）

[Empty box for specifying the deceased information]

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日以降
 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認書類

ア 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

※ 提出又は提示書類（請求する死者の情報に応じて確認する書類）

[Empty box for submission or presentation documents]

※欄は、事務処理用です。記入しないでください。

（開示請求者） 様

（市の機関等） 印

死者の情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者の情報については、蕨市死者の情報の開示に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する死者の情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

<本件連絡先>

蕨市 課
担当者： (内線：)
電 話：

蕨第 年 月 号日

（開示請求者） 様

（市の機関等） 印

死者の情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者の情報については、蕨市死者の情報の開示に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る死者の情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

<本件連絡先>
蕨市 課
担当者： (内線：)
電 話：

（開示請求者） 様

（市の機関等） 印

死者の情報開示決定期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった死者の情報については、蕨市死者の情報の開示に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る死者の情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

蕨市 課
担当者： （内線： ）
電 話：